

令和6年第5回（5月）かほく市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年5月24日（金）午後1時30分

場 所 かほく市役所 西フロア3階 302会議室

開 会	事務局長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和6年第5回（5月）農業委員会総会を開会致したいと思います。</p> <p>種本会長のご挨拶をお願い致します。</p>
会長挨拶	会 長	<p>皆さんご苦労様でございます。今程話ありましたように第5回の総会でございます。今年の状況については、ご存知のとおり震災の影響をもち受けておりました、先般県の農業会議でも話がありましたが、能登の方は今年の作付け可能というか作付けされている状況が約6割という話がでておりました。その後新聞等でも一応今年は6割ぐらい田植えされていると拝見しました。そのような状況ですが、実際にはまだ相当手付かずのところもあり、そう簡単ではないのが現在の状況だと思います。今年は春先から天候にも恵まれており、田植え以降、特に稲作等については普通ですと田植え後に一回低温がきて一度葉っぱが白くなったり黄色くなったりしますが、今年は非常に順調に田植えしたままの緑色になっていて、生育については今のところ順調ではないかなと思っております。これからいよいよ大麦の収穫時期で一昨日の新聞等でも小松市では22日から麦の刈り取りが始まった記事もでておりました。いよいよそういうような時期に来たのかなと感じています。また能登の話の中で田植えが出来なかった所をどうするかと問題が色々ありまして、その中で水がとにかく持たない所については地力増進作物を蒔けばどうかということで、普通ですと蓮華とかクローバー等を蒔いて次にすき込み地力の増進に努めていくのが一般的なのですが、今出されている対応策を見ますと、大麦を蒔いてすき込んでしまうそうです。なぜこのような事をするかということ、麦は価格や安いと。価格が安いと言いますか種子代が、クローバーや蓮華を蒔きますと相当価格的にも高くなるので、その様な対応策を考えているような話も先般しておりました。そういう中で今年は災害がなければいいというのが今の願いですが、こればかりは自然災害でありますのでまだまだこれからが問題です。自然災害というのは準備して対応するというのはなかなか難しい面もありますけども、その辺についても無い事を祈っている状況です。</p>
欠席委員確認 議事録署名委員の指名	会 長	<p>本日の欠席委員はいません。</p> <p>それでは、議案審議の前に議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>署名委員に 11番 大田委員、 12番 村井委員 をお願いいたします。</p>

欠席委員確認 議事録署名委員の指名	会 長	<p>次回、総会開催日に署名・捺印をお願い致します。</p> <p>本日、現地調査にあられました、 11番 大田委員 12番 村井委員 には、各案件の審議時にご説明をいただきますので、よろしくお願い致します。</p>
申請書取下げ	会 長	<p>審議に入る前に、申請書の取り下げがあります。事務局より説明をお願いします。</p>
	事 務 局	<p>それでは、6ページの議案第18号 農地転用許可後の事業計画変更申請（農地法第5条許可）の整理番号3番及び 議案第19号 農地法第5条許可申請整理番号2番について、取り下げ願いが提出されましたので審議より外します。</p>
議案第16号 農地法第3条 許可申請	会 長	<p>次に、議案審議に入る前に、議案第16号整理番号6番について、末廣委員が関係している案件であります。農業委員会等に関する法律第31条第1項「農業委員会委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」との規定により、まず先に、整理番号1番から5番を一旦審議し、最後に整理番号6番について審議を進めて参りますのでよろしくお願い致します。</p>
	会 長	<p>それでは、「議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。</p>
	事 務 局	<p>【議案第16号 整理番号1番から5番について朗読説明】</p> <p>整理番号1番については、荒廃した農地を整備し耕作されます。議案資料1ページをご覧ください。地図上では飛び地になっておりますが、相続等が整い次第申請し、一体的に整備し耕作する計画となっております。</p> <p>整理番号2番については、震災により移住し住宅を取得し、隣接地の農地も含め取得し家庭菜園として耕作されます。</p> <p>次に整理番号3番については、親子関係でありまして住宅と隣接する畑を贈与するものです。</p> <p>整理番号4番5番については、集落内において耕作及び管理をされます。</p> <p>許可基準については、お手元に配布しております「農地法第3条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」のとおりでありまして、農地法第3条に係る許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。</p> <p>これで、議案第16号整理番号1番から5番の説明を終わります。</p>

<p>議案第 16 号 農地法第 3 条 許可申請</p>	<p>会 長</p>	<p>事務局から説明がありました。この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。</p>
	<p>当番委員</p>	<p>大田委員 現地調査 本日、10時00分より村井委員・事務局と現地調査してきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号1番 私の地区の土地改良事業が行われているところです。荒廃している所なので少しでも減ればよいなと思ってきてみました。 ・整理番号2番 先程事務局から説明がありましたように、震災により移住し、住宅横に畑がありましてその部分を家庭菜園で耕作するという事で問題はありませんでした。 ・整理番号3番 親子でありまして、後継者への部分生前贈与ということでございます。 ・整理番号4番 経営規模拡大ということになっています。境界もしっかりしていますのでよろしいかなと思います。 ・整理番号5番 周辺がほぼ譲受人の農地という事でまた求められて経営なさるということでもよろしいかなと思います。
	<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p>
	<p>地区担当委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号1番 大田委員の現地報告もありましたので、割愛したいと思います。 ・整理番号2番 中村委員 この住宅は去年より空き家になっており奥の農地については一段下がっていますが問題ありません。住宅の横については住宅と同じ高さですので問題はないかと思えます。 ・整理番号3番 中村委員 これは生前贈与ということで、問題は無いかと思えます。 ・整理番号4番 前多委員 小さい畑が3枚あり高松駅下の所でした問題はないところです。 ・整理番号5番 今本委員 先程の現地報告のとおり家工場の裏になります問題はありません。
<p>会 長</p>	<p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p>	

議案第 16 号 農地法第 3 条 許可申請	会 長	全員挙手により、「議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について 整理番号 1 番から 5 番」は原案のとおり許可決定致します。
	会 長	それでは、「議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」整理番号 6 番の説明に入りますので、末廣孝一委員の退室を求めます。 【末廣委員 退室】
	会 長	それでは、「議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」整理番号 6 番を議題とし事務局の説明を求めます。
	事務局	【議案第 16 号 整理番号番 6 番について朗読説明】 整理番号 6 番については、申請地の隣接地が譲受人のハウス等もあり合意に至ったとのことですので。説明は以上です。
	会 長	事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	大田委員 現地調査 ・整理番号 6 番 事務局の説明のとおり、田ですが整備すれば問題はないと思います。
	地区担当委員 (会 長)	・整理番号 6 番 会 長 (末廣委員担当地区の為) この件につきまして、地区担当委員のご意見ですが、末廣委員の地区でありますので、私の方から述べます。 この件につきましては、今ほど大田委員からも話がありましたとおりでございます、特に問題は無いと思います。
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願い致します。
	会 長	全員の挙手により、「議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について 整理番号 6 番」は原案のとおり許可決定致します。
会 長	それでは、末廣委員の入室をお願いします。 【末廣委員 入室】	

議案第 17 号 農地法第 4 条 許可申請	会 長	続きます、「議案第 17 号 農地法第 4 条許可申請に対する意見決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。
	事務局	【議案 17 号 整理番号 1 番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。 整理番号 1 番については、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由により第 3 種農地と判断できます。 個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。 以上で、議案第 17 号の説明を終わります
	会 長	事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	村井委員 現地調査 ・整理番号 1 番 市役所前の道路に面する地区で周りが住宅地に囲まれとるといような所で、しかもこの申請人の方は震災で家が被災しておるといことで新しく自己の地面で住宅を建てたいといようなことですので、問題は無いと思います。
	会 長	この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	・整理番号 1 番 末廣委員 先程村井委員がおっしゃったとおりであり、道に面した所で住宅に囲まれた場所ですので問題ないと思います。
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
議案第 18 号 農地転用許可 後事業計画変更申請	会 長	全員の挙手により「議案第 17 号 農地法第 4 条許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。
議案第 19 号 農地法第 5 条 許可申請	会 長	続きます、「議案第 18 号 農地転用許可後の事業計画変更申請（農地法第 5 条許可）に対する意見決定について」及び 「議案第 19 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」については関連しておりますので一括として事務局の説明を求めます。

議案第 18 号
農地転用許可
後事業計画変
更申請
議案第 19 号
農地法第 5 条
許可申請

事務局

【議案第 18 号 整理番号 1 番から 2 番 3 番についてを朗読説明】
【議案第 19 号 整理番号 1 番及び 3 番から 6 番についてを朗読説明】

農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。

それでは、6 ページ議案第 18 号整理番号 1 番 2 番と 7 ページ議案第 19 号整理番号 1 番とは関連しておりますのでこちらからご説明いたします。

今回変更となるのは、令和 5 年 3 月 28 日付けで許可を受けた事業者が当初計画の段階で見込んでいた資材が高騰し計画を躊躇していた中、地震があり被災された方へのみなし仮設住宅の供与により市内の共同住宅に空きが無くなった状況となり、被災された方が入居できるよう早急に対応するため、共同住宅への計画変更となり申請に至りました。

申請地は、「都市計画法の用途地域が定められている地域」が一部ありますが、おおよそが「住宅等が連たんしている区域に近接する農地で農地の広がり 10ha 未満の農地」との理由により第 2 種農地と判断されますが、候補地要件を満たす土地を市内で検討したところ代替性なしに該当すると判断いたしました。

次に、整理番号 3 番から 6 番については、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由によりそれぞれ第 3 種農地と判断できます。

個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。

以上で、議案第 19 号の説明を終わります

会 長

事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。

当番委員

村井委員 現地調査

・計画変更 1 番・2 番と 5 条 1 番

1 番は先ほどから事務局から説明がありましたとおり、過去に一回許可を受けている件でございます。特に震災関連の Apart というようなことなので、特に問題はないかなと思っております。

・5 条 3 番

一部畑作を作られておりましたがほぼ草が生えておるといような状態です。周りは住宅地ということで特に問題は無いと思えます。

議案第 18 号
農地転用許可
後事業計画変
更申請
議案第 19 号
農地法第 5 条
許可申請

当番委員

・ 5 条 4 番

西田幾多郎記念館の下の辺りになるかと思えますけども、貯蔵施設用地というようなことをごさいますて、ここ準工業地域ということなので特に問題はないかと思うんですけども、周りとの関係もごさいますので、そこら辺を十分考慮した上で許可を出したいというようなことをごさいます。

・ 5 条 5 番

申請人は親子ですけども、この方につきましては、地震の被災をされており、現の家が建つとところが住めないというようなことで親の土地に子供の名義で家を建てるとというようなことなので、特に問題はないと思えます。

・ 5 条 6 番

周りに雑木が生えとったりというようなところでございまして、特に問題はないかなというふうに思えます。

会 長

この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。

地区担当委員

・ 計画変更 1 番・ 2 番と 5 条 1 番 中村委員

事業計画の変更ということで建売住宅から共同住宅の変更ということで問題ないかと思えます。先程の事業計画変更の 3 筆と他の 4 筆を足しまして共同住宅用地に造成したいということなんですが、この土地は市道と県道とに囲まれておりますので、他に農地等への影響もないと思えますので大丈夫と思えます。

・ 5 条 3 番 竹田委員

ここは区画整理された住宅地でありまして、特に問題ないと思えます。

・ 5 条 4 番 長原委員

今程村井委員から報告ありましたけれども、灯油貯蔵地ということでちょっと心配なところもありまして、代理人の方と連絡とりまして、一応地元の区長さんには話はしとるということで、地元の推進委員さんを通じて区長さんに確認してもらったところ、聞いているとのことでした。ただ周り離れたところに住宅がありまして、地元の町会長さんも少し心配なところがあるということで、開発について今後どういうふうに工事の説明についてもされるということでした。消防の方とも打ち合わせはして計画には問題はないと聞いております。

・ 5 条 5 番 長原委員

ここも被災された方で、住宅地の中の農地でありいつ家を建ててもいいような場所です。問題は無いかと思えます。

<p>議案第 18 号 農地転用許可 後事業計画変 更申請</p>	<p>地区担当委員</p>	<p>・ 5 条 6 番 長原委員 ここは一部向いに畑地ありますが、今ちょっと荒れている状況で す。申請地については周りの住宅地もまあ隣接しているところで特 に問題は無いかと思えます。</p>
<p>議案第 19 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>会 長</p>	<p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませ んか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお 願いします。</p>
	<p>会 長</p>	<p>全員の挙手により「議案第 18 号 農地転用許可後の事業計画変 更申請（農地法第 5 条許可）に対する意見決定について」及び「議 案第 19 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」は 原案のとおり意見決定致します。</p>
<p>議案第 20 号 農地法第 5 条 の適用を受け る競（公）売 買受適格証明 願に対する証 明決定</p>	<p>会 長 事務局</p>	<p>続きまして、議案第 20 号 農地法第 5 条の適用を受ける競（公） 売買受適格証明願<small>ばいかうけてまかくしょうめいねがい</small>に対する証明決定」を議案とし、事務局の説明 を求めます。</p> <p>【議案第 20 号 整理番号 1 番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております 「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご 覧ください。</p> <p>整理番号 1 番については、「都市計画法の用途地域が定められて いる地域」の農地との理由により、第 3 種農地と判断できます。</p> <p>また、適格証明を交付した者が最高落札した場合、落札を証した ものを添付し農地法第 5 条申請を行うこととなります。適格証明の 申請と内容に変更がない限り、今回の審議をもって第 5 条許可申請 の審議に換えさせていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
	<p>会 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調 査に当たられました委員さんより現地報告をお願い致します。</p>
	<p>当番委員</p>	<p>村井委員 現地調査 ・ 整理番号 1 番 白尾地区の県道近くの土地ですけども、土地と建物を一緒に購入 する競売ということです。本地の畑につきましては、面積が 86 m² で宅地には家も建っておりその後ろ側というようなところで周り も住宅地というようなところで特に問題は無いと思えます。</p>

<p>議案第 20 号 農地法第 5 条 の適用を受け る競(公)売 買受適格証明 願に対する証 明決定</p>	<p>会 長 地区担当委員</p>	<p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご 発言ください。</p> <p>・整理番号 1 番 油野委員 県道内灘高松線に沿った市道に面している土地です。86 m²農地がど こにあるかというところからわからないんですけども、周りはコンクリート 擁壁で区画されておりますし、この出願に対する証明決定について 問題はないと思います。</p>
	<p>会 長</p>	<p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございません か。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお 願いします。</p>
	<p>会 長</p>	<p>全員の挙手により「議案第 20 号農地法第 5 条の適用を受ける競 <small>こう ばいかいうけてまかくしょうめいねがい</small> (公) 売買受適格証明願に対する証明決定」については原案のと おり証明決定致します。</p>
<p>報 告</p>	<p>会 長</p>	<p>次に報告案件がございます。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>報告第 7 号 農地法第 3 条 の 3 第 1 項の 規定による届 出</p>	<p>事 務 局</p>	<p>【報告第 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について】 朗読説明</p>
	<p>会 長</p>	<p>報告案件は以上です。</p>
	<p>会 長</p>	<p>以上で、第 5 回の議案審議については全て終了しました。</p>
<p>いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告</p>	<p>会 長 当番委員</p>	<p>次に、「いしかわ農業委員活動 1.1.1 運動」についてですが、 今月は農業委員 7 番・9 番・推進委員 A グループの方からご報告 をお願いします。</p> <p>7 番 竹田委員 昨年秋に会社を辞めて農業をしたい方がぶどうを作りたいとい うことで僕の所に相談あり、今年 4 月から耕稼塾に行っておりま す。僕の所には農業研修みたいな形で作業をしております。意欲的 な方で来年卒業した際には空き農地があればいいかなと思ってお ります。デラウエアも昨日位からやっとな色が薄っすら入ってきたの</p>

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	当番委員	で1ヶ月後ぐらいに収穫できるのかなと思っております。
	当番委員	<p>9番 末廣委員</p> <p>ほ場整備が延び延びになっているような状態です。津幡地区で最後の田植えを行っていますが、地盤が揺れた影響で今まではまらなかった所がはまるようになったりして苦労しております。地面の下のごことはわかりませんが、特に私らの地区は、腐葉土みたいなのが蓄積された所が多にありまして、黒い土が出ると手が付けられない状態になると事が結構多いです。ただ、山肌面に面して谷の所は下が山土だったりして、結構地盤は安定していますが、ほ場整備でそういうところを触って上手くいくものか一番心配の種であります。ほ場整備の中で工事に関しては色々と議論がありまして、農林総合事務所の方にも相談はしていますが、地盤が安定するまでに大分時間がかかるということと、次の年に機械を入れるようにしますとは聞いていますがとても心配しております。軟弱地盤に対してなにかしら補助があるのか等もお聞きしたいです。農林総合事務所の話では最近では土壌改良材もいいのがあるので、腐葉土を固めるようなセメント系の資材もあるということですが、値段が結構しているらしいので、そこまで使ってくれないと思っております。能登からみれば喜ばんなんところかなと思っております。</p>
	事務局長	ちなみに今のその腐葉土が上がって来ているというところは、圃場整備の区域内ですか
	末廣委員	内です
	事務局長	内であれば、まずはほ場整備の事業の中で泥入れ替えてもらうとかそういったことをしてもらうのが、第一かと思っております。
	末廣委員	今までほ場整備済みの所をみとみますとほとんど客土でなんとか収めたようです。その客土のおかげでなんとか今まで地盤はもっているような状態ですけども、暗渠の出口ですが下でキャップするようなものですが、この前から自分のところも含めて人の所も確認にしておりましたら側溝の方へ出ていまして、多分地震で液状化みたいなものが始まって出てきているように思っています。地面の高さが田んぼの面から30センチ上だったはずですが畔を作らないと水がこぼれるほど農道が下がっている地区もありますので工事掛かった時にどうなるかなと思っております。
会 長	ほ場整備すると大体でてくるものです。ただ課長から話ありましてとおりに、ほ場の事業中に言っておかないと事業が終わると何もしてくれないです。私共の地区でも全然動けなかったところも一応機械	

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	会 長	は入れるようになりましたし、それから2・3年目位の時に、歩行用の田植え機で植えましたけども、そこも今はトラクターで乗用の田植え機も入れるようになりました。黒い泥が出る所はごく一部ありますがどうしようもないところもあります。村井委員もそういうところはありますか？
	村井委員 当番委員	私共のところも、2m位積んであった所が1m位下がっています。金津小学校の下辺りのところですが、県道近くの工事の時も一番最初は客土だけで実施したら1年で下がってしまい、次の工事では木の杭を打って、その木の杭に縄をかけてしましたが、それでも下がって、7,8年前に50cm程の厚さの発砲スチロールを2段にして敷いた上に泥を乗せて今の県道59号線になった状況で10tダンプも走りますので、普通の状態ですと全く駄目な所です。ポンプ場も作りましたが一部下がってしまい、3年位作付けが出来ない状態です。ポンプ場が出来ない事で、作付け出来ないという状況になっていて、今年工事でなんとかポンプ場ができないと全く水が送られないので、ポンプ場を早くしてほしいと要望はしてあります。あと客土の件ですが色々試しながら進めていますけどまだまだ安定していないところです。去年の工事の時に黒い土を破ってしまいユンボが1台全く上がれなくなりハマったことがありました。水田としてはすぐには出来ないかもしれないというような覚悟はしています。
	会 長	そういうところがそれぞれの地区にもあるとは思いますが、なかなかそう簡単には直らないというのは現状かなと思います。
	当番委員	Aグループ推進委員 酒尾委員 基本的に指江・多田地区は基盤整備済みですので、後はもし転用になれば、家の近くの田んぼの動きがあるかなという感じです。そういう所が少し残っているので特にはないと思います。 先週指江集落営農組織で田植えがやっと終わりました。反省会の中で法人となったのが3年前、今年は4年目を迎えていますけどやはり後継者不足の話がでています。あと5年程経てば結構年配、私達も80歳に近づいていますし高齢化が進んでいます。去年の暮れだったか、村井委員さんに聞いて、集落営農組織で今話したようなことをアンケートしたのですが取りまとめの発表はいつ頃かと思っています。他の地区でも同じ悩みがあると思いますので教えて頂けたらと思います。
村井委員	先日あの連絡協議会 集落営農の総会がありまして、その席上では特にそういうアンケートの話はございませんでした。ちょっと帰	

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	村井委員	<p>って調べまして調査の結果でておるようなら集計がでておるようなら何かの機会に皆さんにご報告させていただきたいなと思っております。農協単独のものならすぐ調べられますが、そこら辺も含めて帰ったら対応したいなと思います。</p>
	当番委員	<p>東委員</p> <p>田植えについて5日間ほど遅れて17日の午前中になんとか終わりました。終わった途端に次はなかなか水入れても濁りがとれないということで、藁の土の中に吸い込んだそういうものが一つの要因なのか、地震も影響しているかわかりませんが、各担当受け持つと地域の人はずごく気にしているというような状況です。今年の1月の総会の時に河北潟でネギを作るとの方が農地を三反程ないかという話をしたのですが、先般内高松の方耕作を減らしたい意向をお聞きしたので現在調整しております。</p> <p>以上でございます。</p>
	当番委員	<p>根布委員</p> <p>連休明けでしたか私の方へ過去に40年程前に北電の鉄塔用地として田んぼの一部100㎡30坪程、過去に売りましたが、鉄塔の計画もなくなり、今日現在雑種地として残っております。そこは今でも水稲耕作していますが、ほ場整備の絡みもありまして、地目変更を雑種地から田に地目変更ができるのか。またしないといけないのかという相談がありました。教えていただきたいです。</p>
	事務局	<p>現況が田んぼの状態で大きな一枚の中の一部ということで今100㎡分筆された状態になっています。現況が全部田ということで、現況が田なので地目変更をかけても田になると思います。ほ場整備の区域内になっているということで、ほ場整備の時に地目変更ができると思っておりますのでわざわざご自分で法務局に行ってしまうことはないかと思っております。</p>
管内の情勢	根布委員	<p>ありがとうございました。</p>
	会長	<p>今回は、10番 中村委員、11番 大田委員、来月もBグループの推進委員さんをお願いいたします。</p> <p>続きまして、石川かほく農協専務の村井委員より、河北郡市の農業情勢やかほく市管内の現況や情報について、何か報告がありましたらお話しをお願いいたします。</p>

管内の情勢	村井委員	<p>先程会長さんが言われたように今年は田植え、4月からの天候もよかったということで、田植えのスタートも早かった中で、本当にいつもなら連休の前半戦が悪いか後半戦が悪いというような年が多いですけど今年は前半戦も後半戦も本当に天候も良くて風も本当に少なくて大変田植え日和の連休でありました。例年よりも3日位は早く進んでいたようなこととございます。また、田植え後も適度に雨が一週間に一度位いい雨が降りまして、農家の方々は本当に水回りも丁度良かったかなという状況が続いております。いつもなら天気が良すぎてアオミドロが発生したり、藻が発生したりというようなことで、中々除草剤が撒けるような日がないのですが、今年は順調に進んでいるというところとございます。それから河北郡市内の水稻の作付面積の状況を見ますと、地震と去年の7月の豪雨の関係ですと、災害箇所は津幡町が圧倒的に多いですけど一部はほく市内にもあります。豪雨の関係で作付けができないほ場がありますし、内灘地区については、今回の地震の液状化で作付けができない約70ha位管内で出てきています。1年かかるのか2年かかるのかわかりませんが、色んな面でも対応していこうと考えておる所で御座います。会長さんが言われたように麦の刈り取りがもう始まるということで北の里ライスセンターの方も稼働の準備に入っているところとございます。今回は以上とございます。</p>
その他	<p>会 長</p> <p>事務局</p> <p>事務局長</p>	<p>その他について、事務局よりお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度最適化活動の目標の設定等について ・令和5年度農業委員会の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について ・懇親会収支報告 <p>次回、6月の総会は、6月26日（水）午後1時30分から予定をしております。場所は、西フロア3階302会議室となります。</p> <p>現地調査の当番委員の方は、1番 油野委員、2番 長原委員です。推進委員の方は、Bグループとなります。よろしくお願いたします。</p> <p>今月（5月）の委員報酬は、6月末に振り込む予定です。ご確認をお願い致します。</p>
閉 会	<p>会 長</p> <p>会 長</p>	<p>他に何かございませんか。</p> <p>無いようでしたら令和6年5回（5月）の農業委員会総会を終了いたします。</p>

【14時44分終了】

議事録署名委員

会長



11番



12番

